

令和4年 第5回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 5月30日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸
8番 宮越 美秋

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第22号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 兵藤 衣重 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。

会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和4年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番松崎久範委員、5番上野光正委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日5月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページをお開きください。

まず、5月の業務報告について、でございます。

11日に、「農業委員会新任職員研修会」ということで、Web会議方式で行われております。

13日に、「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会」の監査を会長で行っております。

16日に、「市町村農業委員会事務局長会議」が宮崎で開催をされて、私が出

席をしてきております。

17日に、「児湯農業改良普及事業推進協議会」の幹事会ということで、行われまして、24日に、同じ協議会の総会が開催をされております。

23日に、町議会の臨時会が開催をされております。

5月の総会関係ですけども、23日に現地調査を行いまして、本日30日が総会となっております。

続きまして、6月の業務の計画になります。

7日に、農業者年金業務担当者研修会が行われます。

6月9日から20日を予定としておりますけども、高鍋町議会の定例会がございます。

6月の総会関係につきましては、21日が現地調査、28日が総会となります。

総会終了後に、高鍋町農業経営改善等対策会議、いわゆる認定農業者の関係の会議が開催をされます。案件が若干多いような感じではありますので、よろしく願いいたします。

業務報告と業務計画は、以上でございます。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告を申し上げます。

3ページを御覧ください。

農地法第4条、〇〇〇〇さんの一般個人住宅用地の件、5月13日付けで許可となっております。

農地法第5条、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの住宅分譲ほか3件、5月13日付けで許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3の規定による届出書について」は記載のとおり、〇〇〇

○1件でございました。

5ページをお開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の2件です。
本日の議案第24号に関連しています。御確認ください。

6ページをお開きください。

「農地の時効取得に関する通知について」は御覧の2件です。
御確認をお願いします。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから6ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第22号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7ページをお開きください。議案第22号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和4年5月2日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 田 595㎡

2番 令和4年5月10日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 畑 3,323㎡

3番 令和4年5月17日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 畑 5, 248㎡

4番 令和4年5月18日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 田 1, 051㎡ ほか1筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申し出 担当委員 6番 小嶋 秀樹 推進委員
順番委員 8番 宮越 美秋 推進委員

2番 売渡し 申し出 担当委員 5番 永友 定己 推進委員
順番委員 1番 橋口 卓史 推進委員

3番 売渡し 申し出 担当委員 2番 坂本 実 推進委員
順番委員 7番 坂本 幸 推進委員

4番 貸渡し 申し出 担当委員 8番 宮越 美秋 推進委員
順番委員 6番 小嶋 秀樹 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。16ページをお開きください。

議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 98㎡

****番* 登記地目 宅地 現況 畑 343.95㎡

合計441.95㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、進入路、駐車場です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

申請地は〇〇線、〇〇地区の以前〇〇のあった、すぐ道路の真向かいにあります。

20ページを開いてもらおうと現状は一部、以前から住宅の進入路として、利用されており、それ以外は雑草が生えていました。

さっき説明があったように****番*は、現況が畑ですが、登記上は宅地となっております。****番*は農地です。

住宅地と申請地の間に水路が図面上はあったのですが、実際にはもうない状態でした。

〇〇〇〇さんは、申請地を現状のまま進入路及び駐車場として利用されるそうです。

雨水、排水については、自然浸透及び道路側溝へ排水とすることです。

資金につきましては、土地代が〇〇〇〇円、登記転用費用が〇〇〇〇円で、〇〇〇〇円ということで、通帳の写しが添付されていました。

また、隣接の宅地も購入されており、支払いが済んでいるということです。

以上です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

登記地目は、****番*は畑、****番*は宅地です。****番*の一部は、進入路として使用しており、進入路以外の部分は、今は休耕地になっていますが、登記地目が畑の****番*と一緒に畑の使い方をされていました。そのため、現況は畑となっており、農地法の規制がかかっているため、転用が必要になります。

土地の売買に当たり調べたところ、宅地が現在農地扱いになっていることが判明し、転用の許可を得ないまま農地の一部を進入路にしていることになっているため、経緯などが書かれた始末書が申請書に添付されています。

転用目的は、自宅への進入路及び駐車場で、ほかに公道からの進入路を設置できるところがないことや、自宅横に自家用車や農作業用車両が止められる利便性を考慮すると第2種農地ですが、やむを得ないと考えます。

資料は17ページからになります。17ページから19ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。

20ページは配置図で、進入路と駐車場の図です。松崎委員も言われましたけれど、現状は進入路のところは既に踏み固められており、駐車場になる部分は雑草が生えている状態で、どちらも現状のまま使用することとすることで、舗装等の新たな工事の計画はありません。

また、現状のままの使用ということで、新たな排水の発生はありません。

雨水は自然浸透及び道路の側溝へ排出する計画です。雨水排水について、問題が発生した際は、責任をもって対処する旨の確約書が、申請書に添付されております。21ページは求積図です。

19ページの公図にお戻りください。松崎委員も説明されましたとおり、申請地の東側に「水」と記載されている場所があります。現状は水路がなく、機

能喪失をしております。転用に当たり、建設管理課へ確認したところ、新たな構築物の建設はなく、現状のままの使用であれば、「手続き不要」との回答を得ているとのことでした。

資金については、土地代など〇〇〇〇円で、全額自己資金で賄うとのこと、通帳の写しが申請書に添付され、資金について問題はないと考えます。

以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 811m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

既に相對契約で〇〇〇〇さんが借りている農地ですが、〇〇〇〇さんから買ってほしいという申し出があり、〇〇〇〇さんが購入することになったそうです。

〇〇〇〇さんは、早期水稻、普段は精米業等されている認定農業者です。

申請地は、〇〇〇〇さんから〇〇に向けて、約 40 から 50 m 先を左折して、約 10 m 先の十字路を左折して、30 m ほど行った右側になります。

農地は現在、育苗ハウス等が建てられて、早期水稻の苗等のハウスとして使われているようです。

金額は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1 番から 5 番まで、5 件の案件について、順次、説明を行ったあとに、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行ったあとに、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 885 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの新規の貸借契約です。

○○○○さんは、甘藷、大根等を生産される認定農業者です。

申請地は、○○から北に約 7 0 0 m 先の十字路を更に 3 0 m ほど先に行った左側になります。農地は隣の畑と 1 枚で、甘藷の畝が作られていました。

契約期間は 4 年 9 か月で、1 0 a 当り○○○○円だそうです。

契約期間が中途半端なのは、隣の畑との終了期間に合わせたものだそうです。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 1, 4 4 0 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの利用権の再設定

です。

申請地は、大字〇〇の地区の1筆で、国道10号線〇〇から北へ約150m行ったところのビニールハウス3棟の農地です。

今の耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは町内でハウス園芸を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、〇〇、〇〇、ミニトマト等が栽培されておりました。賃借料は10a当り〇〇〇〇円で、契約期間は1年間だそうです。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 1, 884㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇の前の道路を右へ250mほど行き、左側に農道があり、100mほど行った突き当たりに申請地はございます。現状は早期水稻が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、〇〇、露地の〇〇、早期水稻などを栽培される農業従事者でございます。

期間は10年で、賃借料はございません。

賃借料がないのは、地権者の〇〇〇〇さんが耕作者を探して、なかなか見つ

からず、〇〇〇〇さんに相談したところ、水料だけでよければということで、成立したことであります。以上でございます。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 818㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇の****番については、〇〇橋の交差点県道〇〇線を西に130mほど行くと、右に下りていく道路があります。そこを下りて、100mほど直進して、左に農道を50mほど行った、右手にございます。現状は早期水稻が植えてありました。

それと、〇〇2筆については、〇〇から東へ30mほど行った左側に道路沿いに2筆並んでございました。こちらも現状は、早期水稻が植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細については、先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。

期間は10年で、賃借料は粃で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 035㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社
担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての、公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

現在、農地中間で契約している本農地について、面積の一部を分筆し、面積が減るため、再度貸借契約をするものです。

先ほど、農地法第18条第6項の規定による通知で合意解約されたものです。

申請地は、県道〇〇線の高速道路の下から500m先の北側に〇〇さんがあり、その南西側の農地になります。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。現地を確認したところ、きれいにロータリーがされていました。

期間は3年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

[7番]

いいですか。

[議長]

はい。

[7番]

3番の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんの案件ですが、これ賃貸料0円ということでもいいっていう説明だったのですね。

[推進委員8番]

はい。

[7番]

それで、水代を賃貸料として考えておられるのですかね。

[推進委員8番]

はい。

[7番]

それなら、記載はしなくてもいいのですかね。どうですか。

[事務局]

はい。答えます。

[議長]

はい。

[事務局]

契約書中に、備考にもあるのですが、使用貸借がいわゆる0円で、賃貸借が賃料を払ってする契約で、契約の内容というところに、例えば、売買とか贈与とか載るのですが、この場合はあくまで、使用貸借0円での契約ということになります。ただ、契約書中の備考に賦課金については、話し合いでどちらが払うか決めなさいというのがあるので、話し合いの結果、耕作者が負担することになっていますという記載が別途あります。

[7番]

別にあるのですね。

[事務局]

そのような記載になっております。

[7番]

分かりました。

[議長]

そのほか何かございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から5番まで、5件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から5番まで5件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番から5番まで、5件の案件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これもちまして、令和4年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労様でした。

(閉会 14時29分)